C_{23} ＝ 1.016
C_{24} ＝ 0.984
C_{25} ＝ 0.803
C_{26} ＝ 0.754
C_{27} ＝ 0.049
C_{28} ＝ 0.0377
C_{29} ＝ 0.0361

D_n　地域活性化事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額（平成 21 年度までに提出された地域活性化計画に位置づけられている継続の事業等の地方債の額として総務大臣が調査したものに限る。）

E_{22} ＝ 1.049
E_{23} ＝ 1.016
E_{24} ＝ 0.984
E_{25} ＝ 0.803
E_{26} ＝ 0.754
E_{27} ＝ 0.049
E_{28} ＝ 0.0377
E_{29} ＝ 0.0361

F_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地域活性化事業債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち、定住自立圏推進事業に係るもの（平成 n 年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

G_{21} ＝ 1.000

H_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地域活性化事業債の額（平成 14 年度から平成 29 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）（平成 22 年度から平成 29 年度ま

C_{23} ＝ 1.016
C_{24} ＝ 0.790
C_{25} ＝ 0.790
C_{26} ＝ 0.097
C_{27} ＝ 0.048
C_{28} ＝ 0.0371

D_n　地域活性化事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額（平成 21 年度までに提出された地域活性化計画に位置づけられている継続の事業等の地方債の額として総務大臣が調査したものに限る。）

E_{22} ＝ 1.048
E_{23} ＝ 1.016
E_{24} ＝ 0.790
E_{25} ＝ 0.790
E_{26} ＝ 0.097
E_{27} ＝ 0.048
E_{28} ＝ 0.0371

F_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地域活性化事業債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち、定住自立圏推進事業に係るもの（平成 n 年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

G_{21} ＝ 1.000

H_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地域活性化事業債の額（平成 14 年度から平成 28 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）（平成 22 年度から平成 28 年度ま